

島田議長

令和5年9月6日（水）

開 会（午前9時30分）

議案第79号から議案第117号まで及び認定第1号から認定第10号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※ 別紙のとおり10名から通告があった。

**(2) 質疑順位の決定（抽選）**

※ 別紙のとおり決定した。

散 会（午後9時33分）

令和5年9月14日（木）①

開 会（午前11時20分）

島田議長

議案第79号から議案第117号までに対する討論と採決方法について及び議員提出議案第1回目の協議等をお願いします。

なお、先ほど市長に面会し、12月定例会の招集日について調整を行ったところ、招集予定日は12月1日とのことでしたので御報告します。

**【議 事】**

**(1) 討論通告者の報告**

※ 議案第79号及び議案第97号に対し、矢作議員が反対の立場から、議案第79号及び議案第97号に対し、入沢議員が賛成の立場から討論との通告があった。

**(2) 討論順位の決定**

※ 矢作議員、入沢議員の順に決定した。

**(3) 採決方法の確認**

粕谷委員長

委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決としてよろしいですか。（委員了承）

**(4) 議員提出議案の協議**

（※意見書（案）について、提出会派からの補足説明なし）

※協議の結果、別紙の議員提出議案（案）1、2、6、8、9、10、11については、2回目の協議を行わないこととなった。

**(5) 議会運営に関する事項について**

粕谷委員長

・通年会期制導入に係る市民説明会について

1 1月に開催する市民説明会及び議会報告会のポスター・チラシ案をあらかじめ配信しております。

以前の議会運営委員会において、市民説明会と議会報告会については、一つのポスター、チラシにまとめ、周知することについては確認をさせていただいております。

ポスター案、チラシ案の表面は共通とし、チラシのみ裏面があるものとなります。

案のとおりとすることよろしいですか。（委員了承）

なお、市民説明会の担当等につきましては、正副委員長で決めさせていただきますので御了承願います。

休憩（午前11時28分）

（視察日程調整のため、協議会を開催）

再開（午前11時38分）

**(6) その他**

・視察について

粕谷委員長

視察の日程調整のため、協議会を開催しましたので報告します。

視察の日程については、1月10日・11日、1月18日・19日、2月15日・16日を候補日とすること及び視察先については、正副委員長に一任ということよろしいですか。（委員了承）

・大庭委員の寄附行為に係る事案について

川辺委員 大庭委員の件でいろいろ聞いていることがある。

大石委員 大庭祥照議員が代表取締役を務めている株式会社おおばが寄附行為を行っているところを何か所か確認しました。選挙管理委員会などいろんなところに聞くと、公職選挙法違反ではないかという話でした。報告しますので、これについての対応をぜひ議会運営委員会で御協議願いたい。

粕谷委員長 今の川辺委員、大石委員から大庭委員の寄附行為についてこの議運の中で協議していただきたい旨の発言がありました。これを議題として協議することよろしいでしょうか。（委員了承）

川辺委員、大石委員からの寄附行為が、公職選挙法に違反するのではないかという発言に対して大庭委員から何かありますか。

大庭委員 議会開会日に議長からもその旨のお話がありまして、その事実について会社に確認しました。会社のほうから出していたということが確認できましたので、その日に回収させていただいた次第です。会社のほうで社員が出していたということは事実です。

粕谷委員長 大庭委員からは、議長ともこの件についての経緯について話をしたところ、社員に確認したところ、会社から出していたことは認める。それについては、会社に回収するように指示し、回収したということでした。これについて、委員から何かありますか。

入沢委員 今、大庭委員本人からも事の次第がありましたけれども、会派としても非常に大変、会派の一員の大庭議員がそういうことをされたということで残念というか、反省をしております、当該の大庭議員には厳重に注意を

しました。これから先、警察のほうにも議長が行かれたということも聞いておりますので、この度は大変申し訳ございませんでした。

粕谷委員長

入沢委員から警察に議長が行かれたとありましたが、その経緯について議長からよろしいですか。

島田議長

議員等から情報提供がありまして、私が把握しているところでは、4月1日の市民文化フェア、6月18日のわんぱく相撲、8月4日の小手指南口の夏祭りについて、大庭議員が代表取締役をされている株式会社おおばから寄附行為があったということで、今大庭委員からも会社のほうから出していたというお話がありました。入沢委員から警察の話がありましたが、そちらについては、情報提供を受けて知ってしまった以上、何も対応をしないわけにはいかないのか、警察に相談に行って、対応についてはお任せしています。公職選挙法は、大庭委員の例では、会社の関係になるのですが、公職の候補者等が関係する会社等の寄附の禁止については、第199条の3に、公職の候補者の氏名等を冠した団体の寄附の禁止については第199条の4に規定されておりまして、警察の方に聞いたところ、直罰という形で、法を犯したから刑事罰ということが書かれていないという複雑な解釈となっているということのようです。第249条の3と第249条の4にそれぞれ罰則の規定が設けられています。警察としては、これについて御対応いただけるのではないかというふうに考えていますが、罰則規定云々を抜きにしても第199条の3及び第199条の4については、法に抵触するということですのでそれについての取扱いをどうされる

のかということで、川辺委員と大石委員から発言があったものと認識しているところではあります。

粕谷委員長

議長から経緯について、入沢委員からも申し訳なかったという発言がありましたけれども、議会運営委員会としてもそれなりの結論を出していく方向性もあると思いますが、このことについて委員から何かありますか。

大石委員

1回、2回ではなく、複数回に分けて、選挙前から選挙後に行われている事象なので常習性があると私は判断します。辞職勧告に値すると思います。

粕谷委員長

大石委員から辞職勧告という発言がありました。これについては、会派に持ち帰って検討をいただく時間が必要だと思いますので、この議会運営委員会はここで散会とし、本会議を再開し、討論・採決の後、本会議を休憩し、改めて議会運営委員会を開催することよろしいですか。（委員了承）

散 会（午前11時47分）

令和5年9月14日（木）②

開 会（午後2時20分）

島田議長

先ほど、川辺委員及び大石委員より発議のありました大庭議員の寄附行為に係る事実についての御協議をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 大庭委員の寄附行為について**

粕谷委員長

初めに、議事である大庭議員の寄附行為については、大庭委員御本人に関する議事となりますので、所沢市議会委員会条例第18条第1項の規定により、大庭委員は除斥することとなりますが、同項ただし書の規定では、委員会の同意があれば、会議に出席し、発言することができることとされています。大庭委員には、議会運営委員会に出席していただくことでよろしいですか。（委員了承）

先ほど開催した議会運営委員会において、川辺委員及び大石委員から議会運営委員会委員でもある大庭議員が複数回、公職選挙法に抵触する寄附行為を行ったことについて協議が必要である旨の発議を受けて、大庭議員本人に事実確認を行いました。事実確認を受けて、大石委員より辞職勧告が相当であるとの意見がありました。この意見について、各会派持ち帰りとしていましたので、報告をお願いします。

入沢委員

当事者の会派で恐縮ですが、辞職勧告は非常に重たいものであるもので、先ほど本人からの弁明もありましたが、もう少し詳しい調査というか、どのくらい時間をかけるのかもありますが、もう少し詳しく弁明の機会をい

ただけたらと思っている。

粕谷委員長

入沢委員からは、先ほどの本人の弁明がありましたが、さらに詳しい弁明、調査等をしてほしいということで意見がありました。ほかに意見はありますか。

大石委員

議長に確認するが、先ほどは3件の寄附行為ということが、報告されたが、そのほかにも認識している事例はあるのか。

島田議長

私が把握しているものとして先ほど3件申し上げましたが、ほかにも2件把握しています。

大石委員

今後、弁明の機会というのは当然のこととして、ほかにもこのような寄附をされているという通報が議長にあったということなので、ぜひとも調査をして、それに対する大庭議員に対する発言などを整理したほうがよいと思う。いろいろな方法があると思うが、議会運営委員会ではなく特別委員会などするのがよいと考えている。

粕谷委員長

ただいまの大石委員からの弁明の機会を設け、調査については特別委員会を設けてはどうかとの発言がありました。先ほど、入沢委員からも詳しく調査したほうがよいとの発言がありました。

長谷川委員

会派さきがけでは、しっかりと調査してから話すべきだとして、特別委員会を設置したほうがよいとの意見があった。

大石委員

特別委員会については、議会運営委員会での協議の前に、代表者会議で協議をしてから設置されてきた経緯がある。議運での話を議長から代表者会議に諮って、協議していただきたい。



粕谷委員長

特別委員会の設置については、代表者会議で協議ということになるかと思いますが、その前に議会運営委員会の委員の同意を得た上で代表者会議に戻すという形になるかと思えます。

中委員

今言われていたのが、調査、弁明という言葉があったが、大庭委員御本人がいるので聞きたいのだが、弁明ということが会派の入沢委員からあったが、御本人としてはどうなのか。これ以上の弁明をしたいと思っているのか。これでいいと思っているのか、その点についてお聞かせ願いたい。

大庭委員

この度の件については、大変申し訳ございません。私のほうで確認しまして、先ほど議長からもありましたほかの2件については、確認し、議長に報告させていただきました。報告に当たって、会社において私と違うところで動いていたところで、私の監督の不行き届きというものもあるかと思えますが、会社全体でもそういったことの徹底がされていなかったということは私自身の不徳の致すところでございます。議長からのお話があったすぐに会社の経理上調査しまして、その日のうちに回収に回っていただいているという状態で、その日のうちに議長に報告させていただきました。本当に、私自身気づかないところは申し訳ないのですが、事実こういうことが起きたことは確かなので、私は申し訳ありませんでしたしか申し上げることはできません。

中委員

今、縷々お話しいただいたのですが、弁明ですか。今、弁明が今終わったとなると弁明になってしまうし、それ以上のものを自分として何かお話ししたいということであれば、公式に求めたいということをやっていた

ければよいが、そこのところが不可解である。それ以上のものがなければ今の形で終わってしまうかもしれないし、同じ会派の入沢委員から弁明を求めたいとの意見があったので、その上で御本人に意思の確認をさせていただいたつもりです。

大庭委員

私のほうで事実があったということは確認できましたが、弁護士含め後援会等と相談しているような状態ですので、これ以上今の時点ではここまです。

中委員

これから先もお話したいことがあるということであれば、公式なところで別の機会をしっかりと設けていただきたいということが御本人の意思でよいか。

大庭委員

即断できない。

中委員

大庭委員がここまで話をしている、それ以上のことを相談もされているという点、同じ会派の人たちからも弁明・調査を求められたという点で、特別委員会の調査を求めていただきたいということであれば、もちろん御本人も納得した上で、提案者ももう少し聞きたい、調べたほうがよいということであれば、うちの会派としては納得です。

粕谷委員長

先ほど来、特別委員会を設置してはどうかということで、意見を聞いているところですが、ここで異論がなければ、先ほど大石委員も発言していましたが、この件については代表者会議での協議となるため、議会運営委員会での協議は終了とすることよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後2時31分）

令和5年9月19日（火）

開 会（午後5時10分）

島田議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案1件を提出したい旨の報告がありました。最終日の日程及び議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。また、私から議員提出議案を提案しておりますので、そちらの御協議も併せてお願いします。

**【議 事】**

**(1) 市長提出追加議案の報告**

※ 中村副市長が追加提出する議案第118号の概要を説明

**(2) 議員提出議案の協議**

※協議の結果、別紙の議員提出議案（案）1から13までについて、提出しないこととなった。

粕谷委員長

次に、本日議長から提案のありました議員提出議案（案）「大庭祥照議員に対し反省を求める決議について」の協議を行います。この件につきましては、大庭委員ご自身に係る議事となりますので、大庭委員には退席をお願いします。

（大庭委員退席）

粕谷委員長

この案についてご意見等ありますか。

ないようですので、議員提出議案として提出することによろしいですか。（委員了承）

※協議の結果、別紙議員提出議案（案）について、議案第7号として提

出することとなった。

(大庭委員復席)

粕谷委員長

議員提出議案第7号については、本来、委員会付託とするところですが、委員会付託を省略し審議することによろしいですか。(委員了承)

議員提出議案第7号については、最終日の市長提出追加議案の採決の後、議題として審査することとなりますので、御了承願います。

### (3) 9月27日の議事の進行(案)について

瀧澤議会事務局参事

午前9時開議、議会運営委員長報告の後、一般質問となります。一般質問の終結後に、市長提出追加議案として、補正予算1件を報告したのち、議案第118号を議題といたしまして、市長提案理由の説明、担当者の説明の後、議案調査のため休憩をお取りいただきます。

休憩中に会派ヒアリングを行っていただき、質疑通告の締切の後、議会運営委員会を開催して、質疑順位の決定を行います。その後、本会議を再開して、質疑、案では委員会付託省略の決定の後、休憩をお取りいただきまして、討論通告の締切の後、議会運営委員会を開催して、討論の有無や採決についての御協議をいただき、その後、本会議を再開して、討論・採決となります。委員会付託の有無につきましては、後ほど御協議いただければと思います。

次に、本日協議が整いました、議員提出議案第7号について御審議いただいた後、特定事件に係ります各委員会の閉会中継続審査申出の件、議員派遣の件、市長あいさつの後、閉会となります。

#### (4) 市長提出追加議案について

粕谷委員長

追加議案に係る市長提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。

(委員了承)

議案第118号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することによろしいですか。(委員了承)

#### (5) 議会運営に関する事項

##### ・通年会期制に係る市民説明会について

粕谷委員長

次に通年会期制に係る市民説明会についてです。市民説明会の日程については、先に協議をしておりますが、市民説明会の資料や担当する日の割り振りなどについては、現在、正副委員長において調整しております。決定次第デスクネットでお知らせしますので御了承願います。

#### (6) 閉会中の継続審査申出の件について

※ 別紙のとおり申し出ることに決定した。

#### (7) その他

##### ・視察について

粕谷委員長

視察については、前回の議会運営委員会において正副委員長に御一任いただいております日程については、1月18日、19日の2日間としたいと思いますので、御了承願います。なお、視察先については、検討しておりますので、決まり次第改めて御報告します。

##### ・一人会派に係る一般質問・討論の有無の報告について

粕谷委員長

一般質問の有無については、開会1週間前の議会運営委員会の前日までに、討論通告の有無については、討論通告の報告を行う議会運営委員会の開会10分前までに事務局に報告する取扱いとすることを令和5年5月23日の議会運営委員会において確認しております。6月定例会、9月定例会において運用を行っていく中で、確認が必要な点がありましたので、確認したいと思います。一般質問の有無の報告については、開会1週間前の議会運営委員会の前日までにとなっておりますが、前日のいつまでかが不明確でありますので、前日の17時までにとすること。また、討論通告の報告については、討論通告の報告を行う議会運営委員会の開会の10分前までとしていますが、先行審議や追加の議案の際の議案質疑通告締切と同様に、討論通告の報告を行う議会運営委員会の開会20分前までにとすることによろしいでしょうか。（委員了承）

・一般質問の訂正発言について

長谷川委員

一般質問において、訂正発言の時間の取扱いも含め、御協議願いたい。

粕谷委員長

今、長谷川委員から一般質問における訂正発言について御協議願いたい旨の発言がありました。訂正発言の取扱いについて、事務局に確認します。

瀧澤参事

一般質問の理事者側の訂正発言についてですが、一般質問を行っている途中で理事者から字句等の訂正発言の申し出があった場合には、議長の議事整理権の中で、原則、項目が終わる前に入れるか、最後に入れるかを判断させていただいております。訂正発言をする場合、単なる言い間違いの場合には議長の会議録調整権に基づき、修文する場合もございます。

粕谷委員長

簡易なものについては、会議録で整理する場合もあると、それ以外のものについては、訂正発言を認め、議長において訂正発言をするということになっているということです。

長谷川委員

訂正発言を持ち時間1時間の中に含めるかについて、御協議をいただきたい。

粕谷委員長

議長の裁量権ということもありますが、議員の持ち時間60分ということもありますので、次回以降の議会運営委員会において協議をさせていただきます。

散 会 (午後5時27分)

令和5年9月27日（水）①

開 会（午後1時20分）

島田議長

議案第118号に対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※ 別紙のとおり1名から通告があった。

**(2) 質疑順位の決定（抽選）**

※ 別紙のとおり決定した。

粕谷委員長

議案質疑後、討論・採決方法の確認のための議会運営委員会を開催します。

散 会（午後1時22分）



令和5年9月27日（水）②

開 会（午後2時15分）

島田議長

議案第118号に対する討論と採決方法について協議をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 討論通告者の報告**

討論通告者・・・なし

**(2) 採決方法の確認**

粕谷委員長

採決方法は簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後2時30分）